令和４年第４回

市議会定例会（１２月）
提出議案

主要事項説明書

福 知 山 市

目　次

◆ 令和４年度会計別予算額一覧..... 3

◆ 令和４年度一般会計歳入予算額一覧 4

◆ 令和４年度一般会計歳出予算額一覧（目的別） 5

◆ 令和４年度一般会計歳出予算額一覧（性質別） 6

◆ １２月補正予算 主要事項..... 7

◆ 条例関連議案 29

◆ その他議案 38

◆ 令和４年度会計別予算額一覧

（単位:千円）

会　　計　　名			補正前の額	12月補正額	補正後の額
一　般　会　計			45,733,672	1,168,155	46,901,827
特別会計	国民健康保険事業		7,571,323		7,571,323
	国民健康保険診療所費		30,200	1,234	31,434
	と畜場費		1,500		1,500
	宅地造成事業		25,300		25,300
	休日急患診療所費		22,000		22,000
	公設地方卸売市場事業		19,900		19,900
	農業集落排水施設事業		1,063,400	6,195	1,069,595
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業		395,000		395,000
	介護保険事業	保険事業勘定	8,734,998	△ 11,693	8,723,305
		介護サービス事業勘定	39,130		39,130
	下夜久野地区財産区管理会		176		176
	後期高齢者医療事業		2,294,000		2,294,000
	小　　計		20,196,927	△ 4,264	20,192,663
企業会計	水道事業		4,931,500	48,258	4,979,758
	下水道事業		7,310,700	61,822	7,372,522
	病院事業	福知山市民病院	16,573,391	671,365	17,244,756
		大江分院	825,209	6,124	831,333
		計	17,398,600	677,489	18,076,089
	小　　計		29,640,800	787,569	30,428,369
合　　計			95,571,399	1,951,460	97,522,859

◆ 令和４年度一般会計歳入予算額一覧

（単位：千円）

款	補正前の額	第6号補正額	補正後の額
01　市税	11,500,073		11,500,073
02　地方譲与税	486,626		486,626
03　利子割交付金	7,000		7,000
04　配当割交付金	62,000		62,000
05　株式等譲渡所得割交付金	89,000		89,000
06　地方消費税交付金	1,810,000		1,810,000
07　ゴルフ場利用税交付金	5,000		5,000
08　自動車取得税交付金	1		1
09　環境性能割交付金	84,000		84,000
10　法人事業税交付金	195,000		195,000
11　国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,000		25,000
12　地方特例交付金	108,000		108,000
13　地方交付税	11,090,000		11,090,000
14　交通安全対策特別交付金	11,000		11,000
15　分担金及び負担金	167,486	670	168,156
16　使用料及び手数料	1,348,659		1,348,659
17　国庫支出金	7,796,829	349,403	8,146,232
18　府支出金	3,113,845	5,250	3,119,095
19　財産収入	428,041		428,041
20　寄附金	345,600		345,600
21　繰入金	2,231,660	432,196	2,663,856
22　諸収入	1,188,286		1,188,286
23　市債	3,613,200	147,300	3,760,500
24　繰越金	27,366	233,336	260,702
一般会計合計	45,733,672	1,168,155	46,901,827

◆ 令和４年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位:千円）

款	補正前の額	第6号補正額	補正後の額
01　議会費	292,422	152	292,574
02　総務費	5,362,308	341,324	5,703,632
03　民生費	15,964,413	122,143	16,086,556
04　衛生費	5,927,830	152,715	6,080,545
05　労働費	17,421		17,421
06　農林業費	1,938,782	10,647	1,949,429
07　商工費	915,070	381,410	1,296,480
08　土木費	3,081,116	△ 1,482	3,079,634
09　消防費	2,803,256	2,147	2,805,403
10　教育費	3,797,216	68,259	3,865,475
11　公債費	5,584,055		5,584,055
12　予備費	49,783		49,783
13　災害復旧費	—	90,840	90,840
一般会計　合計	45,733,672	1,168,155	46,901,827

◆ 令和４年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区　　分	補正前の額	第6号補正額	補正後の額
人　　件　　費	7,402,342	24,775	7,427,117
うち 議員給与費	195,001	573	195,574
うち 職員給与費	5,908,812	22,429	5,931,241
物　　件　　費	5,922,479	119,096	6,041,575
維　持　補　修　費	228,354		228,354
扶　　助　　費	8,611,298	△ 320	8,610,978
補　　助　　費　　等	7,241,872	626,487	7,868,359
投　資　的　経　費	5,920,542	300,345	6,220,887
うち人件費	315,441		315,441
普通建設事業費	5,920,542	209,505	6,130,047
補助事業費	1,385,383	209,505	1,594,888
単独事業費	4,535,159		4,535,159
災害復旧事業費	―	90,840	90,840
公　　債　　費	5,584,055		5,584,055
積　　立　　金	779,079		779,079
出　資　金　・　貸　付　金	2,700		2,700
繰　　出　　金	3,991,168	97,772	4,088,940
予　　備　　費	49,783		49,783
一般会計　合計	45,733,672	1,168,155	46,901,827

◆ １２月補正予算　主要事項

（単位：　千円）

	区分/政策名		事業名（＊は市単独事業）	補正額	区分	ページ
一般会計	原油価格・物価高騰緊急対策		＊　中小事業者物価高騰等緊急支援金給付事業	381,631	新規	8
		公共施設光熱費関連＊	庁舎管理事業	21,328	継続	9
			環境パーク運転・維持管理事業	42,860	継続	9
			市民交流プラザふくちやま管理運営事業	10,720	継続	9
			体育施設維持管理事業	21,943	継続	10
			学校給食管理運営事業	21,561	継続	10
			農業集落排水施設事業特別会計繰出金	6,195	継続	10
			上水道事業会計負担金	45,834	継続	10
			下水道事業会計負担金	56,202	継続	10
			小計（9事業）	**608,274**		
	災害復旧		農地・農業用施設災害復旧事業	12,500	―	11
			林道施設災害復旧事業	1,500	―	12
			土木施設災害復旧事業	76,840	―	13
			小計（3事業）	**90,840**		
	通常補正		**③　市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち**			
			民間保育所施設整備事業	201,005	新規	14
			放課後児童クラブ運営事業	9,737	継続	16
			④　市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学び深められるまち			
			「人と環境に優しい」植物繊維素材給食食器導入事業　**債務負担行為設定**		新規	17
			はばたけ世界へ　中学生短期留学事業　**債務負担行為設定**		継続	18
			⑨　持続可能な生活を支える基盤の整ったまち			
			交通安全対策整備事業（通学路緊急対策）	8,500	継続	19
			○　その他一般事業			
			補助金等償還事業	246,597	継続	20
			人件費補正	13,661	継続	21
			小計（7事業）	**479,500**		
	繰出金補正		国民健康保険診療所費特別会計繰出金（人件費補正）	1,234	継続	22
			介護保険事業特別会計繰出金（人件費補正）	△11,693	継続	22
	一般会計（補正第6号）　　21事業　　計			**1,168,155**		

（単位：　千円）

	事業名	補正額	区分	ページ
特別会計・企業会計	【国民健康保険診療所費特別会計】（補正第1号） 人件費補正	1,234	継続	21
	【農業集落排水施設事業特別会計】（補正第1号） 農業集落排水施設事業	6,195	継続	23
	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】（補正第2号） 人件費補正	△11,693	継続	21
	【水道事業会計】水道事業（補正第1号）	48,258	継続	24
	【下水道事業会計】下水道事業（補正第2号）	61,822	継続	25
	【病院事業会計】病院事業（補正第1号）	677,489	継続	27
	特別会計・企業会計　　6会計　　計	**783,305**		

◆繰越明許費について

一般会計　　農地・農業用施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業、民間保育所施設整備事業　4件

区　分	原油価格・物価高騰緊急対策					（単位：千円）
事業名	中小事業者物価高騰等緊急支援金給付事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
381,631	187,692				193,939	補正後予算額 381,631

1　事業の背景・目的

国際情勢の変化に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けて光熱費が増加し、経営に影響が生じている市内の事業所等に対し、経営継続のための支援金を給付します。

2　事業の内容

（1）主な給付要件

○令和4年12月1日以前に事業を開始した市内に本店又は主たる事務所を有する以下の中小事業者。ただし、福祉施設を有する法人については、本店又は主たる事務所が市外にある場合を含みます。

・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）

・常時使用する従業員が100人以下の団体（一般社団法人、医療法人など）

○事業を継続していることが分かる書類等の添付

（2）支援金の内容

法　　人　150千円（想定対象件数1,891件）

個人事業主　80千円（想定対象件数1,203件）

※市内に複数の施設を有する場合であっても、左記の金額を上限額とします。

（3）申請受付期間

令和5年1月16日（予定）から令和5年3月31日まで

3　事業費の内訳

(款)商工費　(項)商工費　(目)商工業振興費

○負担金補助及び交付金　379,890千円

法　　人　150千円×1,891件＝283,650千円

個人事業主　80千円×1,203件＝ 96,240千円

○事務費　1,741千円

（人件費1,057千円、需用費30千円、役務費638千円、使用料及び賃借料16千円）

4　主な特定財源

(款)国庫支出金　(項)国庫補助金　(目)商工費国庫補助金

地方創生臨時交付金　187,692千円

担当課	産業政策部産業観光課	電話	直通 24-7075　内線 4144

区　分	原油価格・物価高騰緊急対策					（単位：千円）
事業名	燃料費高騰による公共施設光熱費関連					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
226,643					226,643	補正後予算額 ―

（この頁は複数課の事業の該当部分を抜粋して作成しています）

1　事業の背景・目的

国際情勢の変化に伴う原油、液化天然ガスなどの価格上昇の影響による電気・ガス料金の高騰を要因として、各公共施設の光熱費の予算不足が見込まれます。

円滑な施設運営を維持するため、光熱費の不足分を増額補正します。

2　事業の内容

各公共施設において、電気・ガス料金の不足分を増額補正します。

3　事業費の内訳

事業名	対象予算額 a+b	担当課名（電話）	
		特定財源 a	一般財源 b
	款/項/目		
	説明		
庁舎管理事業	21,328	総務課（直通 24-7036　内線 3213）	
		―	21,328
	(款)総務費　(項)総務管理費　(目)財産管理費		
	需用費（電気・ガス料金）		
環境パーク運転・維持管理事業	42,860	生活環境課（直通 22-1827　内線 6120）	
		―	42,860
	(款)衛生費　(項)清掃費　(目)じん芥処理費		
	需用費（電気料金）		
市民交流プラザふくちやま管理運営事業	10,720	中央公民館（直通 22-9551）	
		―	10,720
	(款)教育費　(項)社会教育費　(目)公民館費		
	需用費（電気・ガス料金）		

体育施設維持管理事業	21,943	文化･スポーツ振興課（直通 24-7069　内線 5332）	
		―	21,943
	(款)教育費　(項)保健体育費　(目)体育施設費		
	委託料（温水プール指定管理料（電気・ガス料金)）		
学校給食管理運営事業	21,561	学校給食センター（直通 23-5766）	
		―	21,561
	(款)教育費　(項)保健体育費　(目)学校給食費		
	需用費（電気・ガス料金）		
農業集落排水施設事業特別会計繰出金	6,195	財政課（直通 24-7035　内線 3322）	
		―	6,195
	(款)農林業費　(項)農業費　(目)集落排水費		
	繰出金		
上水道事業会計負担金	45,834	財政課（ 直通 24-7035　内線 3322）	
		―	45,834
	(款)衛生費　(項)上水道費　(目)上水道施設費		
	負担金補助及び交付金		
下水道事業会計負担金	56,202	財政課（ 直通 24-7035　内線 3322）	
		―	56,202
	(款)衛生費　(項)下水道費　(目)下水道施設費		
	負担金補助及び交付金		

区　分	災害復旧					（単位：千円）
事業名	農地・農業用施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
12,500		4,500	5,800	520	1,680	補正後予算額 12,500

1　事業の背景・目的

令和4年7月3日～4日の豪雨により、被害を受けた農地・農業用施設を緊急的に復旧することにより、営農の早期再開につなげます。

2　事業の内容

被災した農地・農業用施設の復旧工事を実施します。

○農地災害復旧工事箇所数　3箇所（府補助事業）

○施設災害復旧工事箇所数　1箇所（市単独事業）

3　事業費の内訳

(款)災害復旧費　(項)農林施設等災害復旧費　(目)農林施設等災害復旧費

工事請負費　12,500千円

・農地3箇所：菟原下一、辻、岼　・施設1箇所：芦渕

4　主な特定財源

(款)分担金及び負担金　(項)分担金　(目)農林業費分担金

農業費分担金　520千円

農地：9,000千円×5%＝450千円

施設：3,500千円×2%＝70千円

(款)府支出金　(項)府補助金　(目)災害復旧費府補助金

農林施設等災害復旧費補助金　農地:9,000千円×50%＝4,500千円

(款)市債　(項)市債　(目)災害復旧債

農林施設等災害復旧事業債　5,800千円

農地（現年・補助）：（9,000千円-4,500千円-450千円）×90%≒3,600千円

施設（現年・単独）：（3,500千円-70千円）×65%≒2,200千円

三和町菟原下一地内（農地：畑）

三和町芦渕地内（施設：用水路）

担当課	産業政策部農政課	電話	直通 24-7042　内線 4115

区　分	災害復旧					（単位：千円）
事業名	林道施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
1,500		750	500	150	100	補正後予算額 1,500

1　事業の背景・目的

令和4年7月3日～4日の豪雨により、被害を受けた林道を緊急的に復旧することにより、森林管理の早期再開につなげます。

2　事業の内容

被災した林道の復旧工事を実施します。

○林道災害復旧工事路線数　　1路線（府補助事業）

3　事業費の内訳

(款)災害復旧費　(項)農林施設等災害復旧費　(目)農林施設等災害復旧費

工事請負費　　1,500千円（林道1路線　三和町高杉地内）

4　主な特定財源

(款)分担金及び負担金　(項)分担金　(目)農林業費分担金

林業費分担金　1,500千円×10%＝150千円

(款)府支出金　(項)府補助金　(目)災害復旧費府補助金

農林施設等災害復旧費補助金　1,500千円×50%＝750千円

(款)市債　(項)市債　(目)災害復旧債

農林施設等災害復旧事業債（現年・補助）

（1,500千円－750千円－150千円）×90%≒500千円

林道馬船線（三和町高杉地内）

担当課	産業政策部農林業振興課	電話	直通 24-7081　内線 4131

区　分	災害復旧					（単位：千円）
事業名	土木施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
76,840	33,243		75,900		△32,303	補正後予算額 76,840

1　事業の背景・目的

令和4年7月3日～4日及び令和4年7月9日～10日の豪雨により、被害を受けた道路及び河川を緊急的に復旧することにより、市民の安心・安全な生活を確保し、市民生活の向上につなげます。

2　事業の内容

豪雨により、被害を受けた道路及び河川箇所の復旧工事を実施します。

3　事業費の内訳

(款)災害復旧費　(項)土木施設災害復旧費　(目)土木施設災害復旧費

工事請負費　76,840千円（河川15箇所・道路20箇所）

4　主な特定財源

(款)国庫支出金　(項)国庫負担金　(目)災害復旧費国庫負担金

公共土木施設災害復旧費負担金　33,243千円（≒49,840千円×補助率66.7%）

(款)市債　(項)市債　(目)災害復旧債

土木施設災害復旧債(補助)16,500千円(≒(49,840千円－33,243千円)×100%)

土木施設災害復旧債(単独)59,400千円(≒(27,000千円＋32,422千円)×100%)

（うち【12月補正】工事請負費 27,000千円）

（うち【既決予算】委託料ほか 32,422千円）

※ 災害復旧工事にかかる測量設計業務や道路に堆積された土砂撤去等を既決予算の道路維持管理事業で実施しています。

市道寺ノ下支線

市道小谷線

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059　内線 4221

政策名	市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち					（単位:千円）
事業名	民間保育所施設整備事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
201,005	国	府	市債	その他	一般財源	―
	123,793		61,700		15,512	補正後予算額 201,005

1　事業の背景・目的

社会福祉法人等が運営する民間保育園へ、施設の老朽化に伴う改修や定員拡大に必要な増改築等に係る費用に対して補助金を交付することにより、保育環境の整備と保育の受け皿の確保を図ります。

2　事業の内容

令和3年度に民営化した下六人部保育園が実施する環境衛生の改善及び保育体制の充実を図ることを目的とした改修にかかる費用の一部を補助します。

（１）補助交付先：社会福祉法人光福祉会（下六人部保育園）

（２）整備内容

老朽化した園舎全体の建替え工事（仮設工事費及び解体撤去費等を含む）

工事面積　1365.74㎡　※園舎延面積　工事前1031.43㎡から334.31㎡増加

（３）補助金交付額：201,005千円

［建物部分］　令和４年度実施分　合計 143,574 千円（国＋市）

国　補助基準額(上限額) 95,716 千円≒159,528 千円×(令和４年度進捗率60%)

※残りの 40%については、令和５年度で実施

※国補助額は、施設定員により基準額が定められています。

市　47,858 千円（国負担分の 1/2）

［地盤強化］　市　29,354 千円

［建築資材高騰助成分］　市　28,077 千円（補助上限額）

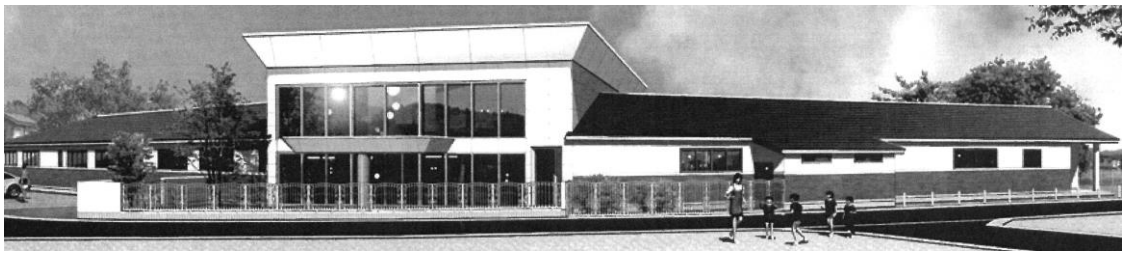

（下六人部保育園完成予定図）

3　事業費の内訳

(款)民生費　(項)児童福祉費　(目)児童福祉総務費

負担金補助及び交付金　201,005 千円

4　主な特定財源

(款)国庫支出金　(項)国庫補助金　(目)民生費国庫補助金

保育所等整備交付金　95,716 千円

地方創生臨時交付金　28,077 千円

計　123,793 千円

(款)市債　(項)市債　(目)民生債

児童福祉事業債（社会福祉施設整備事業債）　61,700 千円

担当課	福祉保健部子ども政策室	電話	直通 24-7083　内線 6260

政策名	市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち					（単位：千円）
事業名	放課後児童クラブ運営事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	168,678
9,737				9,737		補正後予算額 178,415

1　事業の背景・目的

保護者や同居家族が就労等により、昼間見守りができない小学生に対し、放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境を整え、就労と子育ての両立を支援します。

2　事業の内容

予想を超える新型コロナウイルス感染拡大を受け、長期休業期間において感染予防対策のために職員の配置を拡充したことなどにより人件費が当初見込みを上回るため、増額補正を行います。

3　事業費の内訳

(款)教育費　(項)社会教育費　(目)社会教育総務費

報　酬　　8,788千円（会計年度任用職員）

共済費　　949千円（　　〃　　）

4　主な特定財源

(款)繰入金　(項)基金繰入金　(目)基金繰入金

ふるさと納税基金繰入金　9,737千円

担当課	教育委員会　生涯学習課	電話	直通 24-7067　内線 2118

政策名	市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち					（単位:千円）
事業名	「人と環境に優しい」植物繊維素材給食食器導入事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
―	―	―	―	―	―	補正後予算額 ―

債務負担行為の設定

（単位：千円）

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府支出金	地方債	その他	一般財源
環境配慮型学校給食食器購入経費	令和4年度～令和5年度	108,020	―	―	73,020	35,000

1　事業の背景・目的

市立小中学校で現在使用している石油由来のＰＥＮ樹脂製の給食食器の更新を行います。

更新する食器に環境の視点から教育的意義を持たせ、さらに地元産木材の製品化により地域資源の魅力再発見、シビックプライドの醸成を図ります。

2　事業の内容

新たに導入する食器は、SDGs時代の素材を活用した「人と環境に優しい」給食食器とし、食器の原材料は、福知山市内の森林の間伐材を使用します。

本市独自の環境配慮型学校給食食器の製品化に令和4年度から令和5年度の期間を要する見込みです。

3　事業費

（１）期間　　令和4年度～令和5年度
（２）限度額　108,020千円　令和5年度に予算計上
（３）支出科目　(款)教育費　(項)保健体育費
　　(目)学校給食費　・需用費

4　主な特定財源等予定

(款)繰入金　(項)基金繰入金
(目)基金繰入金
ふるさと納税基金繰入金
73,020 千円

福知山市産間伐材

植物繊維素材の製品

担当課	教育委員会 学校給食センター	電話	直通 23-5766

政策名	市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち					（単位:千円）
事業名	はばたけ世界へ　中学生短期留学事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
―	―	―	―	―	―	補正後予算額 ―

債務負担行為の設定

（単位：千円）

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府支出金	地方債	その他	一般財源
海外短期留学実施業務	令和4年度～令和5年度	15,396	―	―	15,396	―

1　事業の背景・目的

次代を担う中学生に、広い視野と国際感覚を持ち、新たな価値観や多様性を受け入れ、グローバルな国際社会で未来を切り拓くために役立つ短期留学を支援し、国際交流を通じて自らの成長を新たな次のステップに挑戦する契機とします。また、将来的に地域経営のアイデアを有したグローバル人材の育成へとつなげます。

2　事業の内容

令和5年8月に中学2年生15人を対象として、カナダへ10日間の海外短期留学を計画しています。留学の円滑かつ効率的な推進に向けて、留学生徒の募集・選考や留学先・航空機座席の予約等の渡航準備を年度開始前から行う必要があるため、債務負担行為を設定します。

3　事業費

（1）期間　　令和4年度～令和5年度
（2）限度額　　15,396千円　令和5年度に予算計上
（3）支出科目　(款)教育費 (項)社会教育費　(目)社会教育総務費　・委託料

4　主な特定財源等予定

(款)繰入金　(項)基金繰入金
(目)基金繰入金
ふるさと創生事業基金繰入金
15,396 千円

令和 4 年度　国内留学の様子

担当課	教育委員会 生涯学習課	電話	直通 24-7064　内線 5143

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					（単位：千円）
事業名	交通安全対策整備事業（通学路緊急対策）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	31,000
8,500	4,675		3,400		425	補正後予算額 39,500

1　事業の背景・目的

令和3年6月千葉県八街市で発生した事故を受け、新たな観点を加えた緊急通学路合同点検により抽出された安全対策必要箇所において、安全対策推進のための国庫補助制度が創設されたことから、関係機関等によるソフト面での対策を組み合わせつつ、実施可能な箇所を計画的かつ集中的にハード対策を実施することで、通学路における更なる交通安全の確保を行うことを目的とします。

今回、国より交付決定額の配分変更があり、増額内示を受けたことから、計画を一部前倒しして事業を実施します。

2　事業の内容　　側溝改良による路肩拡幅（前田観音寺線 石原工区）

3　事業費の内訳

(款)土木費　(項)道路橋りょう費　(目)道路新設改良費

委託料　　△900千円（設計費の減額）

工事請負費　　9,400千円（前田観音寺線 石原工区）

4　主な特定財源

(款)国庫支出金　(項)国庫補助金　(目)土木費国庫補助金

交通安全対策（通学路緊急対策）8,500千円×補助率55％＝4,675千円

(款)市債　(項)市債　(目)土木債

公共事業等債

（事業費8,500千円－国庫補助4,675千円）×充当率90％≒3,400千円

＜前田観音寺線＞

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059　内線 4221

区　分	補助金等償還					（単位：千円）
事業名	補助金等償還事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	10,000
246,597					246,597	補正後予算額 256,597

1　事業の背景・目的

国庫補助金や府補助金等のうち、償還（返還）の必要がある補助金等の償還を行います。

2　事業の内容

過年度に交付を受けた国・府補助金等のうち、対象事業費の確定の結果、超過交付と判明したもの等が当初予算で予定していた額を超える見込みとなったため、不足分を増額補正します。

3　事業費の内訳

(款)総務費　(項)総務管理費　(目)諸費

償還金、利子及び割引料　　246,597千円（補助金等償還金）

子どものための教育・保育給付交付金	86,891千円
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	42,000千円
生活保護費等（生活扶助等）国庫負担金	29,063千円
生活保護費等（医療扶助）国庫負担金	26,887千円
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	12,505千円
障害者自立支援給付費国庫負担金	10,915千円
ほか32件	48,336千円
計	256,597千円

（国：33件 255,973千円、府：2件 278千円、その他：3件 346千円）

担当課	財務部財政課	電話	直通 24-7035　内線 3322

区　分	人件費補正					（単位：千円）
事業名	人件費補正（一般会計・特別会計の一部）					継続
補正予算額 3,202	左の財源内訳					補正前予算額 6,926,078
うち一般会計	国	府	市債	その他	一般財源	
13,661					13,661	補正後予算額 6,929,280
うち特別会計	国	府	市債	その他	一般財源	
△10,459				△10,459		

1　事業の背景・目的

令和4年度当初予算に対し、職員の採用、退職、異動等、給与改定に伴う人件費の過不足を調整するため、人件費の補正を行います。

（人事院は、国家公務員の給与について、民間給与との較差を埋めるため、給与改定を実施するよう国会と政府に対して勧告を行いました。
本市においては、人事院勧告に準ずることが適切と判断し、同様の改定を行います。
（企業会計職員にも適用されます。））

2　事業の内容

（1）一般職職員

人事異動等並びに給与改定に伴い、下記のとおり補正を行います。

○給料

初任給及び若年層の給料表の水準を引上げ、令和 4 年 4 月から遡及適用します。

○職員手当等

勤勉手当について、給与改定により支給月数の 0.10 月分引上げを行います。

○共済費

共済費について、共済組合の適用率等の変更及び給与改定に伴う補正を行います。

（2）会計年度任用職員（非常勤嘱託職員）

会計年度任用職員（非常勤嘱託職員）の配置、社会保険料の適用率の変更に伴う補正を行います。

（3）常勤特別職

期末手当について、給与改定により支給月数の 0.05 月分引上げを行います。

3　補正予算額の内訳　（単位：千円）

区分	計	職員の異動等	給与改定
一般会計	13,661	△30,021	43,682
特別会計	△10,459	△12,106	1,647
計	3,202	△42,127	45,329

【特別会計の補正額内訳】
・国民健康保険診療所費特別会計　1,234 千円
・介護保険事業特別会計（保険事業勘定）　△11,693 千円

担当課	市長公室職員課	電話	直通 24-7034　内線 3232

（単位：千円）

区　分	繰出金補正					継続
事業名	国民健康保険診療所費特別会計繰出金（人件費補正）					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	8,818
1,234					1,234	補正後予算額
（款）衛生費（項）保健衛生費（目）診療所費						10,052
事業名	介護保険事業特別会計繰出金（人件費補正）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	1,414,885
△11,693					△11,693	補正後予算額
（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費						1,403,192

担当課	財務部財政課	電話	直通 24-7035　内線 3322

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					（単位:千円）
事業名	【農業集落排水施設事業特別会計】 農業集落排水施設事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	1,063,400
6,195				6,195		補正後予算額 1,069,595

1　事業の背景・目的

　国際情勢の変化に伴う原油価格上昇の影響による電気料金の高騰に対応する必要があるため、所要額を補正します。

2　事業の内容

　農業集落排水施設（マンホールポンプ、汚水処理場）における電気料金の高騰に伴う所要額の補正

3　事業費の内訳

(款)事業費　(項)施設費　(目)施設管理費

需用費　　6,195千円（電気料金）

4　主な特定財源

(款)繰入金　(項)繰入金　(目)他会計繰入金

一般会計繰入金　　6,195千円

担当課	上下水道部経営総務課 上下水道部下水道課	電話	直通 22-6503 内線 72-201 直通 23-2085 内線 72-401

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち			（単位：千円）
事業名	【水道事業会計】　水道事業			継続
補正予算額（①＋②）			48,258	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		4,931,500
事業収益	事業費用①	資本的収入	資本的支出②	補正後予算額
48,258	48,258	－	－	4,979,758

1　事業の背景・目的

国際情勢の変化に伴う原油価格上昇の影響による電気料金の高騰に対応する必要があるため、所要額を補正します。

2　事業の内容

水道施設（浄水場、配水池、加圧ポンプ所、水質測定所等）における電気料金の高騰に伴う所要額の補正

3　事業費の内訳

(款)事業費用　(項)営業費用　(目)原水及び浄水費
　動力費　　46,931千円（電気料金の高騰に伴う動力費の増）
(款)事業費用　(項)営業費用　(目)配水及び給水費
　動力費　　3,486千円（電気料金の高騰に伴う動力費の増）
(款)事業費用　(項)営業外費用　(目)消費税及び地方消費税
　消費税及び地方消費税　△2,159千円
　（課税仕入れ増加に伴う消費税及び地方消費税納付額の減）

4　主な特定財源

(款)事業収益　(項)営業外収益　(目)他会計補助金
　他会計補助金　　45,834千円
(款)事業収益　(項)営業外収益　(目)消費税及び地方消費税還付金
　消費税及び地方消費税還付金　　2,424千円
　（課税仕入れ増加に伴う消費税及び地方消費税還付額の増）

担当課	上下水道部経営総務課 上下水道部水道課	電話	直通 22-6503 内線 72-201 直通 22-6502 内線 72-301

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち			（単位：千円）
事業名	【下水道事業会計】　下水道事業			継続
補正予算額（①＋②）			61,822	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		7,310,700
事業収益	事業費用①	資本的収入	資本的支出②	補正後予算額
61,822	61,822	－	－	7,372,522

1　事業の背景・目的

国際情勢の変化に伴う原油価格上昇の影響による電気料金等の高騰に対応する必要があるため、所要額を補正します。

2　事業の内容

下水道施設（汚水中継ポンプ場、雨水排水ポンプ場、マンホールポンプ、終末処理場及び各浄化センター）における電気料金等の高騰に伴う所要額の補正

3　事業費の内訳

(款)事業費用　(項)営業費用　(目)管渠費
　動力費　　314千円（電気料金の高騰に伴う動力費の増）
(款)事業費用　(項)営業費用　(目)ポンプ場費
　動力費　10,902千円（電気料金の高騰に伴う動力費の増）
(款)事業費用　(項)営業費用　(目)処理場費
　動力費　50,606千円（電気料金及び重油価格の高騰に伴う動力費の増）

4　主な特定財源

(款)事業収益　(項)営業収益　(目)負担金
　雨水処理負担金　　8,855千円
(款)事業収益　(項)営業外収益　(目)他会計補助金
　他会計補助金　　47,347千円
(款)事業収益　(項)営業外収益　(目)消費税及び地方消費税還付金
　消費税及び地方消費税還付金　5,620千円
　（課税仕入れ増加に伴う消費税及び地方消費税還付額の増）

担当課	上下水道部経営総務課 上下水道部下水道課	電話	直通 22-6503 内線 72-201 直通 23-2085 内線 72-401

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち			（単位：千円）
事業名	【下水道事業会計】　下水道事業（特例的収支）			継続
補正予算額（①＋②）			ー	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		―
事業収益	事業費用①	資本的収入	資本的支出②	補正後予算額
ー	ー	ー	ー	―

1　事業の背景・目的

農業集落排水施設事業の下豊西部地区の公共下水道事業への統合に伴い、令和4年3月31日に農業集落排水施設事業特別会計の下豊西部地区の打切決算を行うとともに、未収金及び未払金については令和4年度福知山市下水道事業会計予算第4条の2に特例的収入及び支出として整理をしてきました。

このうち、特例的収入については、未収金の額が確定したことから、また、特例的支出については、年度内に支払いができなかった費用が確定したことから、所要額を補正します。

2　事業の内容

予算第4条の2特例的収入及び支出の金額の確定

3　事業費の内訳

区分	当初予算額	補正額	補正後
特例的収入	420 千円	△313 千円	107 千円
特例的支出	2,007 千円	△132 千円	1,875 千円

担当課	上下水道部経営総務課	電話	直通 22-6503 内線 72-201

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち			（単位：千円）
事業名	病院事業（病院事業会計）			継続
補正予算額（事業費用＋資本的支出）			677,489	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		17,398,600
事業収益	事業費用	資本的収入	資本的支出	補正後予算額
798,505	661,489	16,000	16,000	18,076,089

1　事業の背景・目的

市民病院では、患者数の増加及び患者1人1日当たりの平均診療単価の上昇により診療収入が増加しています。一方、支出においては、薬品や診療材料などの材料費や、国際情勢や円安の進行などを起因とする電力料金の高騰等により光熱水費が当初見込みを上回り予算が不足することが予測されます。

また、新型コロナウイルス感染症患者受入等に係る補助金が昨年度に引き続き交付される見込みです。

さらに、京都府が進める周産期医療体制強化にかかるネットワーク機器等の整備を今年度中に行う必要があります。

これらのことに対応するため、予算の補正を行います。

2　事業の内容

○業務の予定量（市民病院）

■入院　　年間延入院患者数を112,420人から113,150人に補正
1日平均患者数を308人から310人に補正
（一般病床305人→306人、結核病床1人→2人、感染症病床2人（補正無し））
1人1日当たり平均診療単価のうち、一般病床を69,500円から72,100円に、結核病床を67,500円から101,200円に、感染症病床を88,000円から125,700円に補正

■外来　　年間延外来患者数を230,850人から239,355人に補正
1日平均患者数を950人から985人に補正
1人1日当たり平均診療単価を19,600円から19,900円に補正

○収益的収入及び支出（市民病院）

■収益的収入			補正額
医業収益	入院収益		392,520千円
	外来収益		238,505千円
医業外収益	補助金	府補助金	161,970千円
収入合計			792,995千円

■収益的支出			補正額
医業費用	材料費	薬品費・診療材料費	525,293千円
	経費	光熱水費	112,515千円

医業外費用　雑支出 その他雑支出　16,928千円
看護学校費用　経費 光熱水費　629千円
支出合計　655,365千円

■補正後の収支差引　△463,818千円（当年度純損失）
（補正前　△601,448千円）

○収益的収入及び支出（大江分院）

■収益的収入　補正額
医業外収益　補助金　府補助金　5,510千円
収入合計　5,510千円

■収益的支出　補正額
医業費用　経費　光熱水費　5,814千円
訪問看護費用　経費　光熱水費　310千円
支出合計　6,124千円

■補正後の収支差引　△132,729千円（当年度純損失）
（補正前　△132,115千円）

○資本的収入及び支出（市民病院）

■資本的収入　補正額
補助金　府補助金　16,000千円
収入合計　16,000千円

■資本的支出　補正額
建設改良費　固定資産購入費　16,000千円
支出合計　16,000千円

○たな卸資産購入限度額（市民病院）　補正額
186,216千円

担当課	市民病院事務部総務課	電話	代表 22-2101 内線 71-2211

◆ 条例関連議案

1　福知山市個人情報保護法施行条例（新規）　【市民課】

1　制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例を制定する必要がある。

2　制定の内容

（1）個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることとした。
（第１条関係）

（2）定義について定めることとした。
（第２条関係）

（3）個人情報ファイルの保有等に関する事前通知について定めることとした。
（第３条関係）

（4）不開示情報について定めることとした。
（第４条関係）

（5）手数料等について定めることとした。
（第５条関係）

（6）開示決定等の期限について定めることとした。
（第６条関係）

（7）開示決定等の期限の特例について定めることとした。
（第７条関係）

（8）訂正決定等の期限について定めることとした。
（第８条関係）

（9）訂正決定等の期限の特例について定めることとした。
（第９条関係）

(10) 利用停止決定等の期限について定めることとした。
（第１０条関係）

(11) 利用停止決定等の期限の特例について定めることとした。
（第１１条関係）

(12) 審査会への諮問について定めることとした。
（第１２条関係）

3　その他条例の廃止及び改正の内容

この条例の制定に伴い、下記のとおり附則で条例の廃止及び一部改正を行う。

（1）福知山市個人情報保護条例（平成１６年福知山市条例第２２号）の廃止

（2）福知山市情報公開条例（平成１４年福知山市条例第２４号）の一部改正

ア　福知山市情報公開・個人情報保護審査会に関して規定した第２３条から第３０条までを削ることとした。
（旧条例第２３条から第３０条関係）

イ　文言の整理を行うこととした。
（第２０条、第２３条から第２８条関係）

4　施行期日
令和５年４月１日

2　福知山市情報公開・個人情報保護審査会条例（新規）　【市民課】

1　制定の理由
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例を制定する必要がある。

2　制定の内容
（1）情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な取扱いを確保するため、福知山市情報公開・個人情報保護審査会を設置することとした。
（第１条関係）
（2）所掌事務について定めることとした。
（第２条関係）
（3）組織について定めることとした。
（第３条関係）
（4）委員について定めることとした。
（第４条関係）
（5）調査権限について定めることとした。
（第５条関係）
（6）意見の陳述について定めることとした。
（第６条関係）
（7）意見書等の提出について定めることとした。
（第７条関係）
（8）提出された意見書等の閲覧について定めることとした。
（第８条関係）
（9）調査審議手続の非公開について定めることとした。
（第９条関係）
(10) 答申等について定めることとした。
（第１０条関係）

3　施行期日
令和５年４月１日

3　福知山市情報公開条例（一部改正）　【市民課】

1　改正の理由
情報公開制度の適正な運用を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2　改正の内容
（1）権利濫用に当たる公開請求について定めることとした。
（第5条の2関係）
（2）文言の整理を行うこととした。
（第6条関係）

３　施行期日
令和５年１月１日

4　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（一部改正等）　【職員課】

１　制定の理由
地方公務員法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、職員の定年引上げ等に係る関係条例の規定の整備を行う必要がある。

２　制定の内容
（１）福知山市職員の定年等に関する条例（昭和５９年福知山市条例第３号）の一部改正
（整備条例第１条関係）
ア　目次及び章名を付し、文言の整理を行った。
（目次、第１条）
イ　職員の定年を年齢６５年（医療施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師は年齢７０年）とした。
（第３条、第４条、附則第３項、第４項関係）
ウ　年齢に達した日の翌日以後最初の４月１日までに降任させる管理監督職勤務上限年齢を６０年とし、特例を除いて適用させることとした。
（第６条から第１１条関係）
エ　定年前再任用短時間勤務制について定めた。
（第１２条関係）
オ　職員への情報の提供及び勤務の意思の確認について定めた。
（附則第５項関係）

（２）福知山市退職手当支給条例（昭和２４年福知山市条例第７３号）の一部改正
（整備条例第２条関係）
ア　定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例について、対象者を定年から２０年を減じた年齢以上のものとした。
（第５条の３、第８条の２関係）
イ　失業者の退職手当の支給期間について定めるとともに、文言の整理を行った。
（第１０条、附則第１５条関係）
ウ　従前の定年退職年齢以後に退職する職員の退職手当の基本額について定めた。
（附則第１６条から第２１条関係）
エ　文言の整理を行った。
（第１条、第４条、第５条、第６条の４、第１３条から第１７条関係）

（３）福知山市一般職職員の給与に関する条例（昭和２６年福知山市条例第１号）の一部改正
（整備条例第３条関係）
ア　６０歳以上の職員の昇給について定めた。
（第４条関係）
イ　再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めた。
（第４条の２、第１０条、第１２条、第１８条、第１８条の４、第２２条の２、別表第２関係）

ウ　職員の定年引上げ等に伴う経過措置について定めた。

（附則第１７項から第２４項関係）

エ　文言の整理を行った。

（第１条、第１８条の２、第１８条の５、第１８条の６関係）

（４）福知山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和２６年福知山市条例第３２号）の一部改正

（整備条例第４条関係）

ア　再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めた。

（第２条、第３条、第４条、第１２条、第１７条関係）

（５）福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例（平成２７年福知山市条例第３３号）の一部改正

（整備条例第５条関係）

ア　再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めた。

（第９条、第１０条関係）

（６）福知山市職員の任用に関する条例（昭和２８年福知山市条例第３０号）の一部改正

（整備条例第６条関係）

ア　文言の整理を行った。

（第１条、第２条関係）

（７）福知山市職員の降給に関する条例（平成２８年福知山市条例第１７号）の一部改正

（整備条例第７条関係）

ア　管理監督職勤務上限年齢の適用に伴い、降給の種類等について改めた。

（第２条、第３条、附則第１項から第３項関係）

（８）福知山市職員の育児休業等に関する条例（平成４年福知山市条例第２０号）の一部改正

（整備条例第８条関係）

ア　異動期間を延長された管理監督職の職員について、育児休業をすることができないこととした。

（第２条関係）

イ　定年前再任用短時間勤務職員の部分休業について定めた。

（第８条、第９条関係）

（９）市立福知山市民病院の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成５年福知山市条例第１２号）の一部改正

（整備条例第９条関係）

ア　文言の整理を行った。

（第２条、第１３条、第２６条関係）

(10) 福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１４年福知山市条例第４７号）の一部改正

（整備条例第１０条関係）

ア　文言の整理を行った。

（第２条、第２７条関係）

(11) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年福知山市条例第２１号）の一部改正

（整備条例第１１条関係）

ア　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第２条第１項に規定する職員に異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えた。

（第２条第２項関係）

イ　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第１０条第１項に規定する職員に異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えた。

（第１０条関係）

(12) 福知山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年福知山市条例第１２号）の一部改正

（整備条例第１２条関係）

ア　文言の整理を行った。

（第３条関係）

(13) 福知山市職員の再任用に関する条例（平成１４年福知山市条例第２０号）の廃止

（整備条例第１３条関係）

ア　地方公務員法の改正に伴い廃止する。

(14) 昭和２３年６月３０日以前及び昭和２７年１０月３１日以前に給与事由の生じた退職年金等の年額の改定に関する条例（昭和２８年福知山市条例第３７号）の廃止

（整備条例第１４条関係）

ア　受給対象者が存在しないため廃止する。

(15) 昭和２３年６月３０日以前に給与事由の生じた退職年金等の年額の改定に関する条例（昭和３１年福知山市条例第３４号）の廃止

（整備条例第１５条関係）

ア　受給対象者が存在しないため廃止する。

３　施行期日

令和５年４月１日

第２条中福知山市退職手当支給条例附則第１５条の改正規定については、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（１）第２条中福知山市退職手当支給条例第１０条第４項の改正規定　令和４年７月１日

（２）第２条中福知山市退職手当支給条例第１０条第１１項の改正規定　令和４年１０月１日

5　福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例（一部改正）　【職員課】

1　改正の理由

福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の期末手当の率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2　改正の内容

（1）改正条例第１条による改正の内容

令和４年１２月に支給する市長等の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第９条第２項関係）

	改正後	現行	差
期末手当	１．６７５月	１．６２５月	０．０５月増

（2）改正条例第２条による改正の内容

令和５年４月１日以降に支給する市長等の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第９条第２項関係）

	改正後	現行	差
期末手当	１．６５月	１．６７５月	０．０２５月減

3　施行期日

（1）公布の日

（2）令和５年４月１日

4　その他

改正内容（1）は、公布の日から施行するが、令和４年１２月１日に遡り適用する。

6　福知山市一般職職員の給与に関する条例（一部改正）　【職員課】

1　改正の理由

一般職職員の給与改定等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2　改正の内容

（1）改正条例第１条による改正の内容

ア　令和４年１２月に支給する一般職職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

（第１８条の４第２項関係）

	改正後	現行	差
再任用職員以外の職員	１．０５月	０．９５月	０．１月増
再任用職員	０．５月	０．４５月	０．０５月増

イ　一般職職員の給料表を改めることとした。

（別表第２関係）

（２）改正条例第２条による改正の内容

令和５年４月１日以降に支給する一般職職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

（第１８条の４第２項関係）

	改正後	現行	差
再任用職員 以外の職員	１．０月	１．０５月	０．０５月減
再任用職員	０．４７５月	０．５月	０．０２５月減

３　施行期日

（１）公布の日

（２）令和５年４月１日

４　その他

改正の内容（１）は、公布の日から施行するが、アは令和４年１２月１日に、イは令和４年４月１日に遡り適用する。

7　福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（一部改正）【職員課】

１　改正の理由

常勤職員と非常勤職員それぞれの役割と責任を明確化し、人的資源を最大限活かす職員体制を構築していくため、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容

（１）会計年度任用職員の基本報酬の算定について、基準職務表及び給料表から算出し報酬額を決定する方法に改めた。

（第3条、別表第1、別表第2関係）

（２）会計年度任用職員の期末手当の支給について改めた。

（第9条関係）

（３）会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額の算定について改めた。

（第11条関係）

（４）会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額を改めた。

（第14条関係）

（５）文言の整理を行った。

（第1条、第6条、第10条関係）

３　施行期日

令和５年４月１日

8　福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例（一部改正）【生涯学習課】

1　改正の理由
大江放課後児童クラブの移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2　改正の内容
大江放課後児童クラブの位置を「福知山市大江町波美10番地」に改めることとした。
（別表１関係）

3　施行期日
令和５年３月３１日までの間において規則で定める日

9　福知山市農業集落排水施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するための関係条例の整備等に関する条例（一部改正等）　【上下水道部】

1　制定の理由
農業集落排水施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び農業集落排水施設の行積長尾汚水処理場処理区域を公共下水道の福知山終末処理場排水処理区域へ統合することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2　制定の内容
（１）福知山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年福知山市条例第３５号）の一部改正
（整備条例第１条関係）
ア　地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、下水道事業に農業集落排水施設事業を加えることとした。
（第１条関係）
イ　水道事業及び下水道事業の区分、区域、人口及び能力を別表に規定することとした。
（第４条、別表第１、別表第２関係）

（２）福知山市農業集落排水施設事業特別会計条例（昭和６１年福知山市条例第２２号）の廃止
（整備条例第２条関係）
ア　福知山市農業集落排水施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、福知山市農業集落排水施設事業特別会計条例を廃止することとした。

（３）福知山市農業集落排水施設条例（昭和６０年福知山市条例第２２号）の一部改正
（整備条例第３条関係）
ア　事業の執行者が上下水道事業管理者となることから、条文中の「市長」を「上下水道事業管理者」に改めることとした。
（第３条第１号、第４条第６号、第５条から第７条、第８条第１項、第９条、第１０条、第１４条第１項、第３項、第４項、第１４条の２第２項第２号から第４号、第１５条から第１８条、第１９条第１項、第２０条から第２３条関係）
イ　農業集落排水施設のうち、行積長尾汚水処理場の項を削ることとした。
（別表第１関係）

ウ　文言の整理を行うこととした。

（第１０条、第２２条関係）

（４）福知山市下水道条例（平成２４年福知山市条例第３３号）の一部改正

（整備条例第４条関係）

ア　行積長尾汚水処理場の廃止に伴い、当該処理場の処理区域を公共下水道の排水処理区域のうち、福知山終末処理場排水処理区域に統合し、字行積の一部及び字長尾の一部を加えることとした。

（別表第１関係）

３　施行期日

令和５年４月１日

10　福知山市公設地方卸売市場条例（廃止）　【農林業振興課】

１　廃止の理由

令和５年３月３１日をもって、福知山市公設地方卸売市場を廃止するため、条例を廃止する必要がある。

２　廃止及び改正の内容

この条例の廃止に伴い、下記のとおり附則で条例の廃止及び一部改正を行う。

（１）福知山市公設地方卸売市場事業特別会計条例（昭和５５年福知山市条例第１５号）の廃止

（２）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年福知山市条例第３３号）の一部改正

ア　公設地方卸売市場運営協議会委員の規定を削ることとした。

（別表関係）

イ　文言の整理を行うこととした。

（第５条第１項第２号及び第３号関係）

３　施行期日

令和５年４月１日

◆ その他議案

■ 財政調整基金の繰入れについて　【財政課】

災害復旧関連及び原油価格・物価高騰緊急対策関連の事業費の財源に充てるため、財政調整基金を繰り入れます。

繰入れ金額　４２２,４５９千円以内
繰入れの事由　福知山市財政調整基金条例第４条第２号及び３号による

○ 福知山市財政調整基金条例（昭和 33 年 5 月 31 日条例第 27 号）

第４条　基金は、次に掲げる場合に限り一般会計の財源として議会の議決を経て使用することができる。
（１）　経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
（２）　災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
（３）　緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
（４）　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

今回の繰入れにより、財政調整基金の令和４年度末残高見込額は 30 億 7,175 万 2 千円となります。

（単位：千円）

<table>
<tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td colspan="4">④</td><td>⑤
(①＋②＋③－④)</td></tr>
<tr><td>R03 年度末
残高</td><td>歳計
剰余金</td><td>R04 年度
利子見込</td><td>コロナ
感染症
関連分</td><td colspan="2">原油価格・物価高騰
緊急対策関連分</td><td>災害復旧
関連分</td><td>R04 年度末残高
（見込）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3,296,473</td><td rowspan="4">502,053</td><td rowspan="4">4,659</td><td colspan="4">731,433</td><td rowspan="4">3,071,752</td></tr>
<tr><td>6 月補正</td><td colspan="2">9 月補正</td><td colspan="2">12 月補正</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5,051</td><td colspan="2" rowspan="2">303,923</td><td>420,582</td><td>1,877</td></tr>
<tr><td colspan="2">422,459</td></tr>
</table>

■ 工事請負契約の締結について　【三和支所、図書館中央館】

１　工　事　名　　三和支所庁舎改修工事

２　契約の方法　　条件付一般競争入札による契約

３　契 約 金 額　　１８１,９４０,０００ 円

４　契約の相手方　　福知山市字奥野部３５番地１
三丹開発株式会社
代表取締役　　塩　見　渉

■ 土地及び建物等の取得について　【農政課】

稚児野台地国道９号改良関連事業に伴い、次の土地及び建物等を取得する。

【土　地】
１　所　　在　　福知山市夜久野町井田小字八代２９番５ほか２３筆
２　取 得 面 積　　２１,８２８.４２平方メートル
３　取 得 価 格　　７１,８４１,３８３ 円
４　契約の相手方　　京都市南区西九条大国町４３番地
玉　山　太　郎

【建　物　等】
１　所　　在　　福知山市夜久野町井田小字八代２９番５ほか
２　建物等の構造規模　　建　物　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ほか
２,５８９.７１平方メートル
工作物　　浄化槽ほか
３　取 得 価 格　　５０,１５２,７５８ 円
４　契約の相手方　　京都市南区西九条大国町４３番地
玉　山　太　郎

■ 公の施設に係る指定管理者の指定について

施設名称（位置）	指定管理者	指定期間 〔債務負担行為 限度額〕 【担当課】
福知山市大呂自然休養村センター 福知山市大呂２９８番地の５	名　称 ＦＮＡ ＢＡＳＥ 代表者 神﨑　恵子	R5.4.1～R10.3.31 〔42,423 千円〕 【農政課】

■ 公立大学法人福知山公立大学が徴収する料金の上限の変更について

【大学政策課】

地方独立行政法人法第２３条第１項の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学が徴収する料金の上限の変更を認可するにあたり、同条第２項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

１　変更内容の概要

福知山公立大学の大学院修士課程（令和６年４月開設予定）の文部科学省への設置認可申請を行うにあたり、大学院の入学料等（入学料、授業料、入学検定料、実践教育実習費）を設定する。あわせて、学部の科目等履修生、聴講生についても新たに入学料等を設定する。